

一般財団法人世田谷トラストまちづくり評議員並びに役員の報酬等及び費用  
弁償に関する規程

平成24年9月4日

世トま規程第51号

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律  
(以下「認定法」という。)第5条第13号及び一般財団法人世田谷トラスト  
まちづくり(以下「財団」という。)定款第13条及び第27条の規定に基づき、  
財団の評議員及び役員の報酬等の額及びその支給基準について定めることを  
目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定め  
るところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員とあわせて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち財団を主たる勤務場所とし、週3日以上出勤する  
者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の  
対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。

(報酬等の種類・金額)

第3条 役員等には、その地位のみに基づいては、報酬を支給しない。ただし、  
職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、別表第1に定める1人あたりの月額及び年度  
総額の範囲内で、評議員会において決定する。
- 3 非常勤役員の報酬は、各年度の総額が1,560,000円を超えない範  
囲内で、理事会等への出席の都度、別表第2に基づき支給する。
- 4 評議員の報酬は定款第13条に定める金額の範囲内で、別表第3に基づき支  
給する。
- 5 常勤役員には、報酬とは別に期末手当及び交通費相当額を通勤手当として

支給することができる。

- 6 前1項から5項の規定にかかわらず、世田谷区の職員の身分を有する役員等に対しては、報酬等を支給しない。

(新たに就任したときの報酬)

第4条 新たに常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給し、報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた報酬を支給する。

- 2 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の途中から支給するときの報酬支給額は、その月の現日数から休日を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(退任又は解任時の報酬)

第5条 常勤役員が死亡し、又は財団の都合により解任されたときは、当該死亡し又は解任された日の属する月の報酬を支給する。

- 2 常勤役員が前項以外の事由により退任し、又は解任されたときは、当該退任し又は解任された日までの報酬を支給する。この場合において、その支給額は、その月の現日数から休日を差引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(再任時の報酬)

第6条 前条第1項の規定により、解任当月の報酬金額の支給を受けた役員が、解任された日の属する月のうちに再任されたときは、その月の報酬は支給しない。

- 2 前項に定める以外の再任のときは、第4条の例による。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員等(常勤役員を除く)の報酬は、通貨で直接役員等に支払うものとする。ただし、役員等から申出があった場合には、本人が指定する銀行の本人名義の口座への振り込みの方法により支払うことができる。

- 2 常勤役員の報酬、通勤手当及び期末手当の支給方法、支給手続、その他については、この規程に定めるほか、一般財団法人世田谷トラストまちづくり職員給与規程の例による。

(費用弁償)

第8条 役員等がその職務遂行にあたって負担した交通費や宿泊費等の費用については、報酬日額を支給した場合を除き、一般財団法人世田谷トラストまちづくり旅費規程に定める基準に準じて、その費用を支給することができる。

(公表)

第9条 この規程をもって、認定法第5条第13号に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読みかえて準用する同法第106条第1項に定める一般財団法人の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年3月3日から施行し、改正後の規程別表 1常勤役員の表のうち報酬月額に係る部分については平成28年1月1日から、期末手当に係る部分については平成27年12月1日から適用する。この場合において、平成28年1月1日から平成28年3月31日までの間は「426,200円」とあるのは「391,600円」と、「417,700円」とあるのは「363,100円」と読み替えて適用する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年12月1日から施行し、改正後の規程別表 1常勤役員の表のうち報酬月額に係る部分については平成30年1月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年3月17日から施行し、改正後の規程別表 1常勤役員の表のうち報酬月額に係る部分については令和2年1月1日から、期末手当に係る部分については令和元年12月1日から適用する。この場合において、令和2年1月1日から令和2年3月31日までの間は「424,900円」とあるのは「427,400円」と、「416,400円」とあるのは「418,800円」と読み替えて適用する。

附 則

この規程は、令和3年3月12日から施行し、改正後の規程別表 1常勤役員の表のうち期末手当に係る部分については令和2年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年3月15日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月15日から施行する。

別 表 (第3条関係)

1 常勤役員

役職名	報酬月額 (1人あたり上限)	年度総額 (1人あたり上限)	摘要
理事長 及び 常務理事	500,000円	7,500,000円	世田谷区の職員の 身分を有する者を 除く
※報酬月額は、別に期末手当の支給月数を定め、この支給月数に12か月を加えた 月数を勘案し、年度総額を超えない範囲で設定した額とすることができる。			

2 非常勤役員

役職名	報酬日額 (1人あたり)	年度総額 (全役員)	摘要
理事	20,000円	1,200,000円	世田谷区の職員の 身分を有する者を 除く
監事	20,000円	360,000円	世田谷区の職員の 身分を有する者を 除く

3 評議員

役職名	報酬日額 (1人あたり)	年度総額 (全評議員)	摘要
評議員	20,000円	1,200,000円	